

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『西川から不法係留船95隻が自主撤去されました！』

平成28年2月8日
国土交通省
遠賀川河川事務所

河川に不法に係留された船舶（不法係留船）は、河川の流れを阻害し、洪水時の災害を助長するほか、河川や周辺地域への環境上の問題をもたらします。そのため、多数の不法係留船がある遠賀川河口域では、地元関係者等のご協力のもと、河川管理者である国と福岡県が作成した「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」に基づいて、平成23年度から段階的に不法係留船対策を実施しています。

平成26年10月からは西川の新西川橋から下流方向に約500mの区間（第4期重点的撤去区域（その1））で不法係留船対策に取り組んで参りましたが、この区間の95隻の不法係留船につきましては、船舶所有者のご理解により、2月1日までに全ての船が自主的に撤去されました。

今回の自主撤去により、遠賀川河口域（国管理区間）の不法係留船は、ピーク時の843隻（平成13年）から242隻（2月5日現在）に減少しました。

遠賀川河川事務所は、引き続き、地元関係者等のご協力のもと遠賀川河口域の不法係留船対策に取り組んで参ります。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【同時発表記者クラブ】 北九州地区記者クラブ，直方地区記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所

技術副所長 平松 英樹

占用調整課長 藤崎 雄一郎

TEL 0949-22-1830(代表)

FAX 0949-23-3487(占用調整課)



九州地方整備局では、一般の方が見学できる現場見学会情報「今見てほしい九州の土木」をHPで公開しています。
<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-torikumi/kyushu-doboku/index>

～ 参 考 ～

①重点的撤去区域とは

『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定・拡大するようになっています。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

※『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』H23.2 策定

※別紙参考図面参照

－設定状況－

第1期	平成23年2月28日設定、平成23年6月1日対策実施開始
第2期	平成24年3月12日設定、平成24年4月1日対策実施開始
第3期	平成25年3月4日設定、平成25年4月1日対策実施開始
第4期（その1）	平成26年9月19日設定、平成26年10月1日対策実施開始

②遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省河川局（現 水管理・国土保全局）からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されています。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を策定し、公告することになります。

－開催経緯－

第1回	平成22年9月16日
第2回	平成23年1月26日
第3回	平成24年2月17日
第4回	平成25年1月23日
第5回	平成26年8月8日

③除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、所有者が判明している船舶については、河川法及び行政代執行法に基づき、船舶所有者に対し行政指導・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を経て、河川管理者が船舶所有者に代わり不法係留船を強制撤去（行政代執行）していくこととなります。

また、行政代執行に要した費用については、船舶所有者等に納付を命ずることとなり、支払を拒否した場合、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することになります。

なお、所有者が不明な船舶については、河川法第75条の規定に基づく簡易代執行等により船舶を強制撤去します。

遠賀川河川事務所HPより抜粋

不法係留船がもたらす問題

治水上の問題

◇ 船舶の流出

- ・不法係留船は、係留施設が簡素であることが多く、出水や高潮時に流出し、護岸を痛めるなどの二次災害を発生させる懸念があります。
- ・流出した船舶が橋桁などに引っかかると、流下能力を下げるとなる阻害物となり、水害を引き起こす要因となります。

◇ 流下能力の低下・洗掘の恐れ

- ・河川幅が狭い川では、係留船舶の係留により流下能力を阻害する恐れがあります。特に、とも綱が短い場合は水位上昇に対応できず、その場で船舶が沈み、阻害物となる可能性があります。また、係留船やとも綱にゴミなどの流出物が付着して、それ自身が阻害物なることもあります。
- ・不法係留船やその係留施設が原因となって河岸や河床の洗掘が起こる可能性があり、治水上の安全が脅かされます。

◇ 河川改修等の妨げ

- ・船舶が係留されていることにより河川改修等の実施が妨げられ、迅速な治水対策の弊害になることがあります。



河川の流下能力を阻害する船舶



護岸に乗り上げる船舶

河川利用上の問題

◇ 水際線の私物化

- ・不法係留船が水際線を不法に占有しているために他者によるレクリエーション利用ができないなど、水面・水際部の河川利用が制限されてしまいます。



河川内に電源ボックスを設置



河川内に栈橋や倉庫を設置

環境上の問題

◇ 自然環境への悪影響

- ・ 河岸部に船が乗り上げるなどにより、河岸部の自然環境を破壊する可能性があります。特に、貴重な動植物が生息する環境下でも不法係留している場合があり、自然環境に悪影響を与えています。
- ・ 不法係留船から捨てられる油などにより、水質の悪化が懸念されます。

◇ 生活環境の悪影響（迷惑駐車、ゴミの不法投棄）

- ・ 船舶を利用する人が車を河川周辺の道路や空き地に無断駐車するため、緊急車両の通行妨害を引き起こしたり、地域住民の生活環境に悪影響を与えています。また、船の所有者が道路や水辺にゴミを捨てる場合もあり、自然環境や生活環境に悪影響を与えています。
- ・ 不法係留船の係留は沿川の生活環境に配慮していないため、早朝の出港時にはエンジン音が周辺住民の安眠を妨害するなどの問題を起こしています。

◇ 景観の阻害要因

- ・ 美しさへの配慮を欠く雑然とした係留施設（桟橋、係船杭等）や不法係留船により、河川景観が阻害される場合があります。



沈船による油の流出



プレジャーボート利用者による駐車

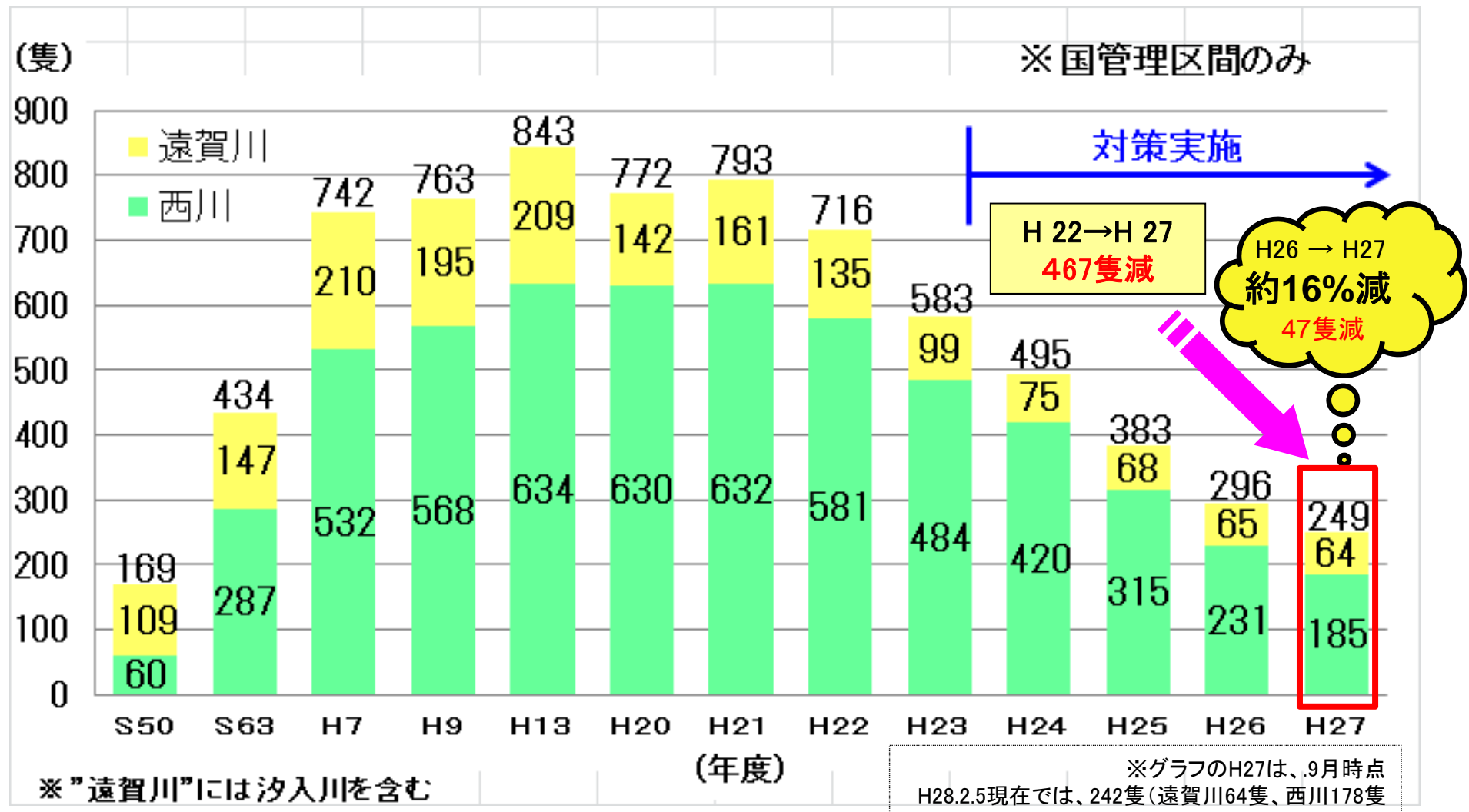
不法係留船対策

第4期重点的撤去区域（その1）

記者発表（参考資料）

平成28年2月8日
国土交通省 遠賀川河川事務所

国管理区間における係留船隻数の推移



不法係留船対策に係る計画書の概要 （平成23年2月策定）

1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→ 治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

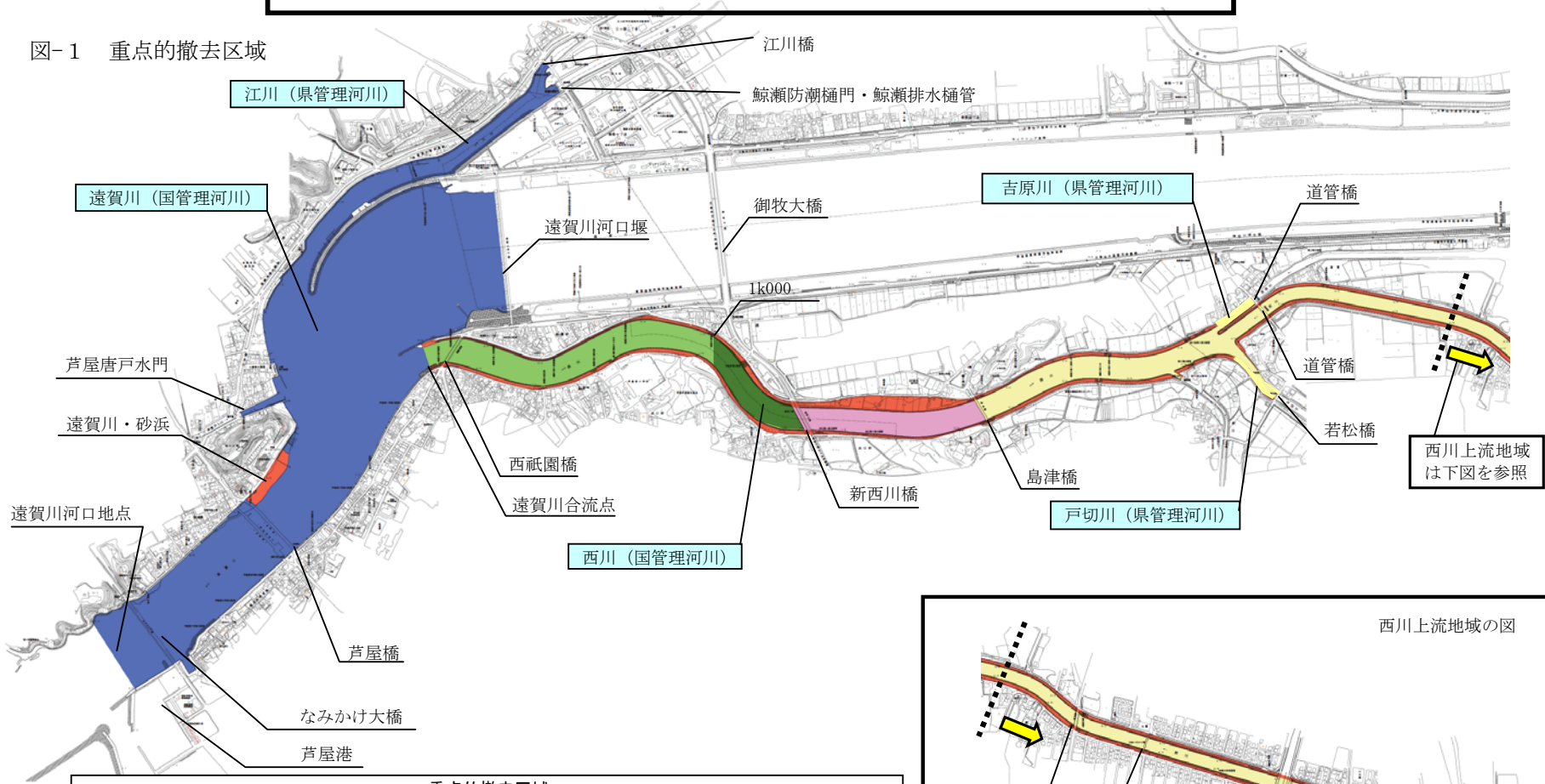
→ 福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシャリーナの活用による対応。

3. 規制措置の周知

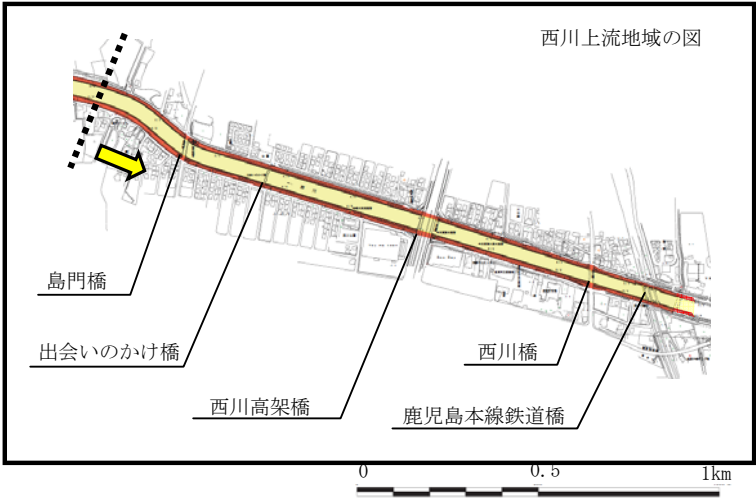
→ 重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置（代執行など）を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

『段階的に設定する重点的撤去区域』（第1期～第5期）

図-1 重点的撤去区域



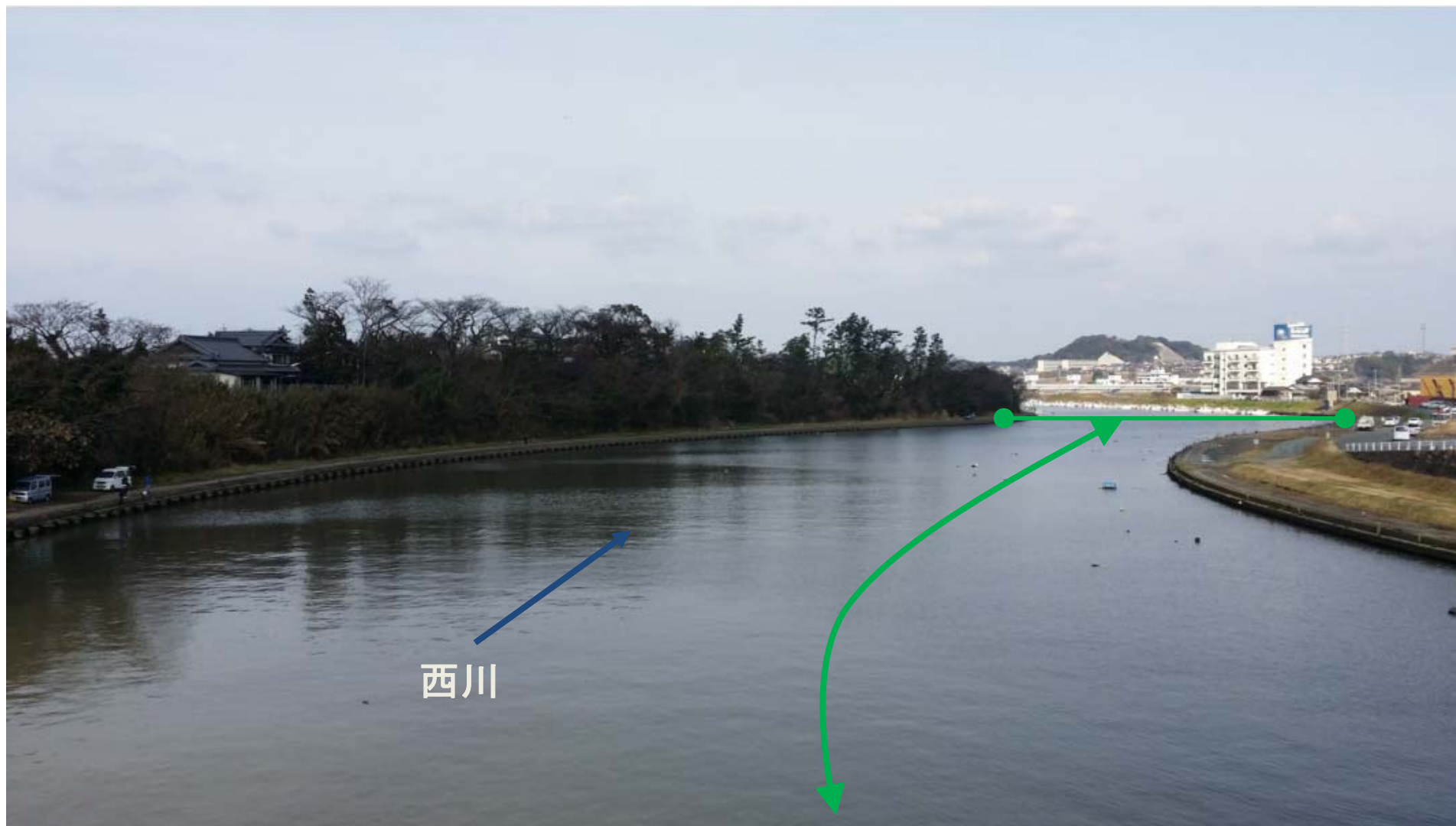
重点的撤去区域	
■	第1期(平成23年度) 西川 高水敷(両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜(右岸)
■	第2期(平成24年度) 西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川(西川合流点～若松橋下流端まで) 吉原川(西川合流点～道管橋下流端まで)
■	第3期(平成25～26年度) 西川(新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
■	第4期(その1)(平成26～27年度) 西川(距離標1k000～新西川橋下流端まで)
■	第4期(その2)以降(平成28年度以降) 西川(遠賀川合流点～距離標1k000まで)
■	第5期 遠賀川(遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川(遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)



不法係留船対策 第4期重点的撤去区域（その1）対策開始前状況
（新西川橋より下流を望む：H26. 8. 21撮影）



不法係留船対策 第4期重点的撤去区域（その1）撤去済状況
（新西川橋より下流を望む：H28. 2. 4撮影）



第4期重点的撤去区域(その1)の対策前後の状況

(新西川橋から下流方向)

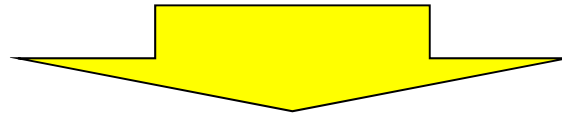
左岸

中央

右岸



H26.8.21



H28.2.4